

宮内省

大正四年四月三日

宗廟祭祀總裁

昭和二年一月十五日

宗廟祭祀總裁

大正四年四月三日

宗廟祭祀總裁

昭和二年一月十五日

宗廟祭祀總裁

大正四年四月三日

宗廟祭祀總裁

大正四年四月三日

宗廟祭祀總裁

宗廟祭祀總裁

昭和二年一月十五日

宗廟祭祀總裁

宗廟祭祀總裁

宗廟祭祀總裁

故從四位東榮二位階追陞の件

辭令

昭和二年一月十五日

宗廟祭祀總裁

宮内省

六

日各

人
第

一
號

案 起

昭和二十一年一月十五日

裁可
決定昭和二十一年

月五日
施行

昭和二十一年

月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

故從四位東 榮二は別紙商工大臣奏請のとおり

功績顯著な者であつたが一月九日死亡したので特

旨を以て左のとおり位階追陞の件 上奏する

ことに致したい。

故從四位東

榮二

特旨ヲ以テ位一級追陞セラル

從四位東 榮二

敘正四位

一月九日付

内閣 廢

商奏第一四一號

右は大正九年七月東京帝國大學經濟學部を卒業すると
直ちに農商務省に奉職し商務局工務局大臣官房統計
課等に勤務したが同十四年四月同省が廢止され農林省と
商工省の新設により及び商工省に轉じ爾後昭和十二年十
月より約十箇月間企画院産業部長の職に在つた期間を
除いては終始商工省内にあつて活躍し商工行政に多大
の貢献をいたした。即ち大臣官房統計課、商務局保
険部等の勤務を経た後、昭和六年一月に特許局總務
部登録課長に拔擢され其の後貿易局通報課長、
大臣官房會計課長、臨時産業合理局會計課長、大
臣官房文書課長等省内外重要な職務を歴補した後同
十一年四月東京鑛山監督局長に補せられた。そして同年

十月高等官二等に陞叙せられたが十二月には再び本省に
戻りて商務局長に任ぜられ爾來鑛山局長、工務局長、臨
時物資調整局總務部長、總務局長、燃料局長、官等有内
のあらゆる要職を経て商行政の樞機に参畫し数多の功績を
残すと云ふことがあつた。昭和十六年十月在職二十三年三月月録に
上る官途を辭したるが轉じて同十七年二月日本貿易振興
株式會社取締役社長に就任し、翌十八年末には日本雜貨
交易統制株式會社社長となり、更に二十一年八月には日本輸
出品用原材料株式會社取締役社長に擧げられ民間貿易
界の重鎮として活躍し顯著な功績をあつた。就中
終戦後は國內食糧不安に伴ひ、食糧の緊急輸入、必需
物資の輸入見返り用としての輸出品の選定、鬼荷、輸出
包裝資材の取得配分等に豊富なる知識経験と卓越した
手腕とを以て異常なる資材難を克服し善く其の責務を

規格十圓行紙

遂行し國家再建に努力を傾注してゐたが舊臘二翌の冒す
ところとなり加療中病革まり本月九日遂に死去したのであ
る。就つては上述のやうな生前の功勞を録されて特に位
階追陞の恩典に浴することゝ出来るやう詮議して戴きたる
履歴書も添付して稟請する。

昭和二十二年一月十三日

商工大臣 星 島 二 郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

大日本帝國政府

大日本帝國政府

商工大臣 星島 二 郎

明治二十二年一月十三日

敬啟者

茲因本大臣所屬之商工大臣 星島 二 郎 於明治二十二年一月十三日 因病逝世。茲將該大臣之遺體火葬。其遺灰已於明治二十二年一月十五日 葬於東京府芝浦區。茲將該大臣之遺體火葬。其遺灰已於明治二十二年一月十五日 葬於東京府芝浦區。

履歷書用紙 甲

位勤	功學	位爵	本籍	出生地	年號	年月日	官記辭令及其他事故	官公署
			鹿兒島縣川邊郡知覺村字瀬世		大正九年	七月十六日	東京帝國大學經濟學部卒業 外國貿易調査員調査ヲ囑託シキ年当トシテ 一箇月金四拾五円ヲ給與ス	農商務省
					十年	五月十二日	高等試驗行政科試驗合格 任農商務屬	農商務省
							給五級俸	農商務省
							商務局勤務ヲ命ス	農商務省

商 工 省

十二年四月十二日	任農商務省統計官	内 閣
四月十一日	敘高等官七等	内 閣
四月廿九日	敘從七位	宮内省
九月廿二日	兼任農商務事務官	宮内省
〃	敘高等官七等	内 閣
十三年六月三十日	陞敘高等官大等	〃
九月十五日	敘正七位	宮内省
十月十日	任農商務事務官兼農商務省統計官	内 閣
〃	敘高等官大等	農商務省
〃	工務局勤務ヲ命ス	農商務省
十二月十四日	任農商務省統計官兼農商務事務官	内 閣
〃	敘高等官大等	内 閣

履歴書用紙 乙

大正十三年十月十四日	大臣官房統計課勤務ヲ命ス	農商務省
〃	商務局勤務ヲ命ス	〃
十四年三月三十日	免兼官	〃
〃	免官(勅令第三号)	〃
四月一日	任商工省統計官兼商工事務官	〃
〃	敘高等官大等	内 閣
〃	大臣官房統計課勤務ヲ命ス	商工省
〃	商務局勤務ヲ命ス(兼官)	〃
十二月廿五日	免兼官	内 閣
昭和元年十月廿五日	陞敘高等官五等	〃
二年二月一日	敘從六位	宮内省
五月廿七日	任商工事務官	宮内省

官 省

国立公文書館
National Archives of Japan

履歷書用紙

軍需金

軍需省

故從四位東 榮二

特旨ヲ以テ位一級追陞セラル

昭和三十三年 十月十五日

從四位東 榮二

敘正四位

昭和三十三年 一月 九日

右之通正四位宣下相成候條此旨及傳達候位記竝辭
令ハ追テ可及回送候也

昭和三十三年 一月 三十日

宗秩寮總裁 候爵 松平 康昌

商工大臣 星島 二郎 殿

宮内省

宮内省

新大馬路星島二時

宗輝寮縣獄千箇短香小瓶公共

昭和三十一年一月三十日

令八紙を四返回致す

古之紙五紙宣下時廻封封出旨又謝致封封立竊

昭和三十一年一月五日

第五四封

第四封東 榮二

昭和三十一年一月十五日

封旨を以て封一紙紙封封出

封封四封東 榮二

爵位課長

立案昭和年月日

決裁昭和年月日

宗輝寮總裁

故文部教官宮崎鐵太郎位階追陞の件

辞令二月四日

昭和三十一年二月四日
臺帳記入二月一日

宮内省